

青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」が令和 6 年 1 月 25 日に公布されたことに伴い、所要の改正をするために制定するもの。

2 改正する条例

条例番号	条例の名称
1	青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 75 号)
2	青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 76 号)
3	青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年条例第 77 号)
4	青森市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年条例第 80 号)
5	青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (令和元年条例第 1 号)

3 主な改正の概要（国の基準命令等が改正されることに伴い、本市の条例にも適用させる）

- (1) ≪ 条例番号 1, 3 ≫ 新サービス【就労選択支援^{※1}】の基準を規定
障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。
- (2) ≪ 条例番号 1～5 ≫ 意思決定支援を推進するための方策を規定
障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- (3) ≪ 条例番号 2, 4 ≫ 地域移行等支援を推進するための取組を規定
指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認を行うため、地域移行意思確認等に関する指針^{※2}を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者^{※2}を選任しなければならないこととする。

- (4) 《条例番号 1, 2, 4》 支援の質の確保について規定
指定障害者支援施設等は、サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設入所支援について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議^{※3}を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、同会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。また、指定障害者支援施設等は、同会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、同会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならないこととする。
- (5) 《条例番号 1～5》 相談支援の充実について規定
障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、指定特定相談支援事業者等にも交付しなければならないこととする。
- (6) 《条例番号 1, 2, 4》感染症発生時に備えた平時からの対応について規定
新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定共同生活援助事業者等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。
- (7) その他、国の基準命令の見直しに伴う条例 1～5 に係る改正

4 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

※1 「就労選択支援」に関する規定は政令で定める日（令和 7 年 10 月 1 日予定）

(参考)

- ※2 「地域移行意思確認指針の策定、地域移行等移行確認担当者の選任等」
令和 8 年 3 月 31 日までの間、努力義務
- ※3 「地域連携推進会議の設置等」
令和 7 年 3 月 31 日までの間、努力義務